

が、やはり離婚のこういう状況を直視すると、そこは、非監護親と子との交流というものをもちもつといろいろな意味で私もサポートしていかなくやいけない。それは、いろいろなそういうサポートの団体があったりカウンセラーがあったり、いろいろなシステムをつくっていかなければいけないと思っております。

○池坊委員 私も大臣と同じぐらいの世代です。まず、夫婦に多少のことがあったとしても、子供の最善の利益のためには両親と一緒に養育する方がベターではないかというふうに考える世代でございます。今、若い世代は、そんなけんかしている親よりは、すぐに自分たちの幸せを追求した方がいい、それも一つの新しい価値観ではあると思えますから、それを否定するわけではございませんけれども、私はその影響を子供に与えてはいけないのではないかと思っております。

面会交流は、親にとっては、子供との精神的交流を図り、その成長にかかわるという点で重要な意味を持つものではないかと私は思っております。他者の妨害を排除してでも実現されるべきであるという点で、法的保護に値するのではないかと私は思います。子供にとっても、健全な成長を果たす上で極めて重要で、親と子供の両方としての権利ではないか。親の権利だと言われているところもありますが、私はそうではなくて、子供の権利ではないかと思っております。

アメリカでは、一九八〇年にカリフォルニアでそのような養育の規定ができましたとき、それきつかけとして全米に広がったというふうに聞いております。

インディアナ州の親時間ガイドラインというのを読みましたら、冒頭に、両方の親と頻繁で有意義かつ継続的な接触を持つことが、通常、子の最善の利益であるという仮定のもとにガイドラインをつくったんだというふうに言われております。

八つの項目がございましたが、その一番初めに、親が別れることに子は責任がないこと。これをやはり親は念頭に置くべきではないかと私は思っております。

おります。

二番目は、子は両方の親とそれぞれ独立の関係を持て、それぞれの親から継続的な養育と監護を受けること。私はこれも、両親が仲が悪くても、子供にとってはいい父親であり、いい母親であるということもあり得ると思えます。

それから、児童虐待を見ておると、もし共同で養育してたり、あるいは面会交流があったらば、子供の異変に気がつくということもあり得たなというふうに私は感じたこともございます。

これが例えばアメリカですと、半数以上が六五％でした。月に二泊三日で、どっちかの一緒に住んでいない方の親のところ泊まりに行く、そういうことが、個人主義の国ですから、尊敬ということで認められているんだと思えますけれども、日本の場合には、どうしても家族観というか、それがこの面会交流を阻んでいるのではないかというふうに私は考えております。日本の場合には、離婚すると、もうこれは縁切りだよというふうなことになるのですけれども。

非監護親との面会交流が十分に行われるようにするには、民法七百六十六条第一項を改正する必要があります。さまざまな施策が必要と私は考えております。政府あるいは最高裁として、どのような施策を講じておつてもいいのかなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○小宮山副大臣 委員が再三おっしゃっていますように、子の利益の観点から、離婚後も適切な親子の面会交流が行われるということ、これはとても重要だと思っております。

今回の民法改正案で、子の監護について必要な事項の具体例として、親子の面会交流が条文上明示されています。

厚生労働省としては、平成十九年から、養育費相談支援センターを設置いたしました。ここで、養育費のことのみならず、面会交流の相談にも応じているところです。また、都道府県等を単位に設置されました母子家庭等就業・自立支援センターで、専門の相談員を配置いたしました。養育費や面会交流の相談にも応じています。

今後とも、専門の相談員を配置していないセンターに、これは全国百六カ所のうち二十七カ所ございますが、ここに配置を進めるとともに、相談員の人材養成のための研修や関係機関との連携など、この面会交流に関する取り組み、日本の中にはなかなか難しいと言われておりますが、子供のために充実するように取り組んでいきたいと思っております。

○江田国務大臣 小宮山副大臣の答弁のとおりなのですが、伝統的な家族観、家庭観ということもあると思えますが、それと別に、監護親が面会交流を拒否するのはなぜなんだろうか、ここを考えると、多少この対策が打てるかなと。

それは、一つは、面会交流の際に子を連れ去られてしまふんじゃないかと恐れる。これは、そういうおそれのないように、いろいろな面会交流のサポート体制をつくることで解決がつく。

あるいは、離婚に至った父、母の強い強い葛藤がずっと残って、もう顔を見るのも嫌だ。これは、やはり離婚の際に、今、離婚というのとはどちらかが悪いから離婚じゃなくて、どっちもが立派なんだけれども合わないからという場合もあるんです。これは本当なんです。ですから、そういう場合には、やはり話し合って離婚というのを円満にやってみよう、ということによって、その後子供とかかわりはちゃんと持てる、それを許すというふうなことに至ることは十分考えられる。

あるいは、子との面会交流は子供にとって大切なことなんだということ、これはもうしっかり理解を深めていく、そういう手当てをしていく。いろいろそういうことがあって、今、法務省ではこうした関係の調査研究を委託しているところで、真剣に研究をしながら今後の対応を私は考えていきたい。

あるいはまた、小さな営みだと思えますが、家庭裁判所の調査官OBが組織をつくって、そうし

たところいろいろなサポート体制を用意しているというふうなこともあるようにございまして、これからの課題でございます。

○池坊委員 私も同じように思っております。新しい出発のために離婚をする、こういう夫婦があるということは認めるべきであると思えます。ただ、そのときに、では、どうやって子供がなるべく傷つかない方法を考えていくかということ、やはり大人たちの責任ではないかと思えます。

一九九四年四月、国連子どもの権利条約を批准いたしました。同条約では、親の離婚後も子供の権利として、親とは分離されていないことが明示されております。我が国は同条約を批准したにもかかわらず、非親権者、非監護者である親と子の適切な交流がなされていない。これは、ほかの例を見ましても、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、すべて調べましたら、やはり日本が一番甘いのではないかとこのように思っています。私は、積極的に、例えばペアレンティング・コーディネーター、つまり監護調整人とかそういう第三者を置くということが極めて重要ではないか。そうすると、何か冷静に判断ができる、何か冷静な自分を取り戻すことができるのではないかと思っております。

私は、一つには、国民一般への啓蒙ということが必要かと思えます。

二つ目には、離婚する夫婦に対する調停あるいは審判の際の啓蒙、これが大切。

三つ目に、協議離婚する場合における行政窓口における啓蒙。あるいは、外国の例にあるように、養育計画の作成や講習受講を義務づけ、これをクリアした者のみ協議離婚を認める法制度の導入も必要ではないかと考えております。

四番目に、面会交流を円滑に行うために活動する第三者、今大臣がおっしゃいましたけれども、これは、離婚した夫婦が容易に利用できるようにするための措置、例えば、このような活動を行うためのNPOを公的に支援、離婚夫婦に紹介する、あるいは家庭裁判所に公的な面会交流センターを